

協働推進ハンドブック

三鷹市

はじめに

本年4月に、いよいよ三鷹市の最高規範である「三鷹市自治基本条例」が施行されます。この条例の前文では、「三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない」と明確に定められています。これから私たちは、「高環境・高福祉」と「安全安心」のまちづくりをさまざまな場面で推進していくときに、この自治基本条例に基づいた「市民参加と協働の取り組み」を総合的に展開していくことが必要となります。

そこで、三鷹市では、市政運営を進める上で、市民参加と協働のまちづくりを基礎とするとともに、それを新たなステップへと進めるために、職員向けの手引書として「協働推進ハンドブック」を作成しました。

本市では、昭和40年代から、基本構想・基本計画策定等における市民参加の実施、住民協議会によるコミュニティ・センターの管理運営、そして市民によるコミュニティ・カルテやまちづくりプランの作成、市民会議による施策の検討など、さまざまな市民参加・協働の取り組みがなされてきました。

最近では、三鷹市基本構想・第3次三鷹市基本計画の検討にあたり、平成11(1999)年10月に全員公募市民による「三鷹市民プラン21会議」とパートナーシップ協定を締結し、提出された市民からの提言を基礎に現行計画がまとめられました。また、平成9(1997)年の「丸池復活プランづくりワークショップ」に参加された市民の皆さんにより「丸池の里わくわく村」が発足し、この「里」を核としたまちづくりも進んでいます。平成15(2003)年12月には、「三鷹市市民協働センター」も開館し、市民活動の拠点施設として、多くの市民活動団体の皆さん、市民の皆さんに利用されています。

以上はほんの一例ではありますが、本市では、このような市民の皆さん同士の、また、市民の皆さんと行政との協働の取り組みが進められてきました。こうしたこれまでの多くの実践の歴史から得た成果を共有し、その経験を引き継いでいくために、若手職員を中心としたプロジェクト・チームにより、市民の皆さんのご意見も反映した本ハンドブックが作成されたことは画期的なことだと思います。

職員の皆さんが、市民満足度のさらなる向上のため、本ハンドブックを活用するとともに、今後の協働の実践の積み重ねの中で得た経験が、本ハンドブックの改定・増補に反映されていくことを期待します。

平成18(2006)年3月

三鷹市長

清原慶子

目次

	ページ
1 協働推進ハンドブックとは	1
2 「協働」とは何でしょうか	2
3 なぜ協働が必要なのでしょう	3
4 協働の効果は	4
5 パートナーの特性はどのようなものなのでしょう	5
6 協働を進めていくための基本原則は	6
7 協働を行うために市に求められることは	7
8 協働を進めるために職員が持つべき姿勢は	8
9 協働に適した事業は	9
10 協働の形態は	10
11 協働事業を進めるために	12
12 市民活動団体等からの協働事業の提案は	14
13 協定書を締結するには	15
14 評価を行うには	17
15 評価を生かすために	21
補則 個人の参加は	22

資料

・ 三鷹市自治基本条例	25
・ 三鷹市基本構想	33
・ これまでの市民参加・協働の取り組みの概要	42
・ 協働事業の紹介	50
・ 協働に関連する制度	56
・ 協働推進関係団体	58
・ 参考文献	60
・ 協働マニュアル（仮称）チームメンバー	61